

○国立大学法人筑波技術大学附属図書館文献複写規程

〔平成17年10月3日〕
規程第84号

最終改正 令和元年9月25日規程第43号

国立大学法人筑波技術大学附属図書館文献複写規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学附属図書館が受託する文献複写については、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(文献複写)

第2条 文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、受託することができる。

2 前項についての著作権上の一切の責任は、文献複写を依頼する者（以下「依頼者」という。）が負うものとする。

(申込)

第3条 依頼者は、あらかじめ別に定める申込書を附属図書館長に提出し、その承認を受けなければならない。

(料金)

第4条 文献複写料金（以下「料金」という。）は、別表のとおりとする。

2 料金は、前納とする。ただし、国立情報学研究所 I L L 文献複写等料金相殺サービスによるものについては、後納とすることができる。

3 納付した料金は、返納しない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

文献複写料金

種 別	区 分	料 金（消費税込）	
		学内者	学外者
電 子 複 写	A 3判以下 （1枚につき）	20円	44円

備考 通信運搬費については、依頼者が実費を負担するものとする。